

令和6年第1回組合議会（定例会）が、3月25日に開催されました。

議案7件、決議案1件が提出され、原案のとおり可決されました。

| 番号 | 件名【議決等の結果】 |
|--------|---|
| 議案第1号 | 大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【原案可決】 |
| | 令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるようになったことを受け、本組合における会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とするため、関係条例の改正を行いました。 |
| 議案第2号 | 大崎地域広域行政事務組合事務局設置条例及び大崎地域広域行政事務組合福祉型児童発達支援センター条例の一部を改正する条例【原案可決】 |
| | 令和6年4月に改正児童福祉法が施行されたことに伴い、障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、障害の種別によって分かれていた児童発達支援センターの類型が一元化されたことから、関係条例の改正を行いました。 |
| 議案第3号 | 大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例【原案可決】 |
| | 令和5年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、安全対策が強化されたことに伴い、条例の改正を行いました。 |
| 議案第4号 | 権利の放棄について【原案可決】 |
| | 地方自治法第96条第1項第10号の規定により、一般廃棄物処理手数料116万490円の債権を放棄しました。 |
| 議案第5号 | 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）【原案可決】 |
| | 歳入は、ごみ処理施設のじんかい処理手数料等の歳入実績に基づく減額補正、歳出は、経費の節減や事業費確定に伴う減額及び職員人件費に係る減額補正で、歳入歳出それぞれ5億5,431万6千円を減額し、予算総額を106億7,022万9千円としました。 |
| 議案第6号 | 令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算【原案可決】 |
| | 主な内容は、斎場整備事業費として基礎工事及び躯体コンクリート工事、最終処分場整備事業費として基本計画等策定及び各種調査業務の実施、鳴子消防署庁舎改修工事などの予算を計上し、予算総額を98億4,215万9千円としました。 |
| 決議案第1号 | 議案第6号 令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算に対する附帯決議【原案可決】 |
| | 最終処分場整備事業については、周辺環境に配慮した処分場整備であることは元より、周辺地域の住民に十分な理解を踏った上での計画を進めることを求めました。 |
| 議案第7号 | 大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則【原案可決】 |
| | 議場における携帯品等について、実態にそぐわない規定となっている点を見直し、改正を行いました。 |